

知的財産保護協力・能力構築支援戦略

〔平成 17 年 6 月 9 日
模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定〕

I. はじめに

政府開発援助（ODA）大綱（平成 15 年 8 月 29 日 閣議決定）では、重点課題として「持続的成長」を挙げており、その中で「開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術（ICT）の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。」としている。

また、「知的財産推進計画 2004」（平成 16 年 5 月 27 日 知的財産戦略本部決定）では、模倣品・海賊版対策の中で「アジア諸国の模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する i) 開発途上国における貿易投資の拡大と経済発展のために知的財産権の適切な保護が不可欠であることにかんがみ、2003 年 8 月に決定された ODA 大綱を踏まえ、2004 年度は、個別の援助計画において必要性及び優先度に応じ開発途上国の知的財産制度の整備・執行の強化を支援する。 ii) 各国政府等に対する各種セミナーなどの能力構築に関する取組を踏まえ、2004 年度も引き続き、模倣品・海賊版対策に積極的に取り組むアジア諸国の政府関係者や民間の団体・企業等に対し、各府省が実施している知的財産権の保護に関する能力構築（キャパシティービルディング）を、関係府省の連携の下、我が国企業や JETRO 等の関係団体と協力しつつ、一層効果的に実施する。」としている。

以上を踏まえ、「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」（平成 16 年 12 月 16 日知的財産戦略本部決定）において、「侵害発生国との協力関係の下で、自国による模倣品・海賊版対策を促していくため、2005 年 3 月を目途に侵害発生国に対する能力構築支援に関する戦略を策定する。」こととされた。

模倣品・海賊版による侵害発生国・地域に対する知的財産保護協力・能力構築支援戦略（以下「本戦略」という。）は、このような位置づけの下に策定されたものであり、今後、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文化庁、農林水産省、経済産業省、オブザーバー 独立行政法人日本貿易振興機構から構成される。）は、本戦略を踏まえ、一体となって、侵害発生国・地域に対する知的財産保護協力・能力構築支援を実施していくこととする。

また、本戦略は、知的財産権保護を取り巻く環境の変化や、我が国産業界、相手国・地域のニーズの変化等に応じて、見直していくものとする。

II. 途上国における知的財産権侵害に関する動向

2.1 模倣被害額

全世界における模倣被害額については、正確な統計数字を得ることは困難であるが、国際商業会議所（ICC）の推計によれば、全世界における模倣被害額は世界貿易額の5～7%とされており、2002年の世界貿易額約6兆4,192億米ドル（IMF統計）から導くと約4,000億米ドルと推計することができる。

また、2002年に在中国日本商工会議所が実施したアンケートによると、中国で二セ物によって受けた被害額が10億円を超えるとした企業は8.7%（13社）、5～10億円とする企業は8.1%（12社）となっている。日本企業の被害額の合計は1兆円を超えるという試算がある他、中国国務院の発表（2003年5月）では、2001年の中国の二セ物市場規模は約3兆円とされている。

2.2 模倣被害社数の推移

2003年度に特許庁が実施した模倣被害調査によれば、2002年度に模倣被害のあった企業は全体の28.8%で、模倣被害率は前年度（23.9%）に比べて約5ポイント上昇しており1997年度以降拡大傾向にある。

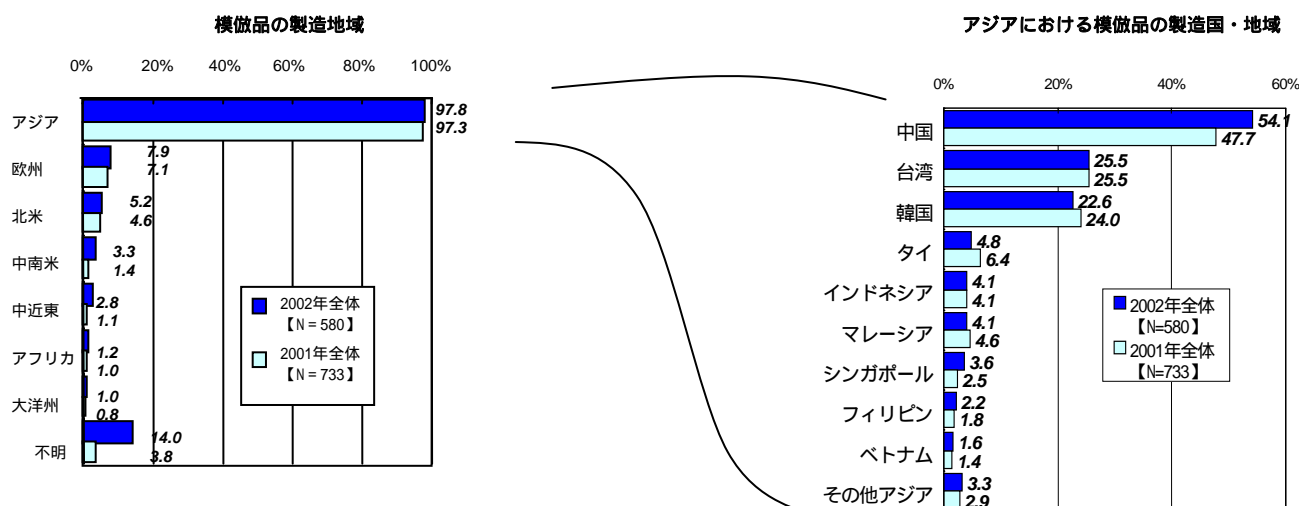
模倣被害率の推移（2003年度模倣被害調査報告書 - 特許庁 - ）

96年	97年	98年	99年	00年	01年	02年
16.6%	11.5%	15.2%	18.3%	不明	23.9%	28.8%

また、2002年末に在中国日本商工会議所が中国に進出している日系企業を対象としたアンケートによると、54.3%の企業が中国において知的財産権侵害にあっていていると回答している。

2.3 模倣品・海賊版製造国・地域

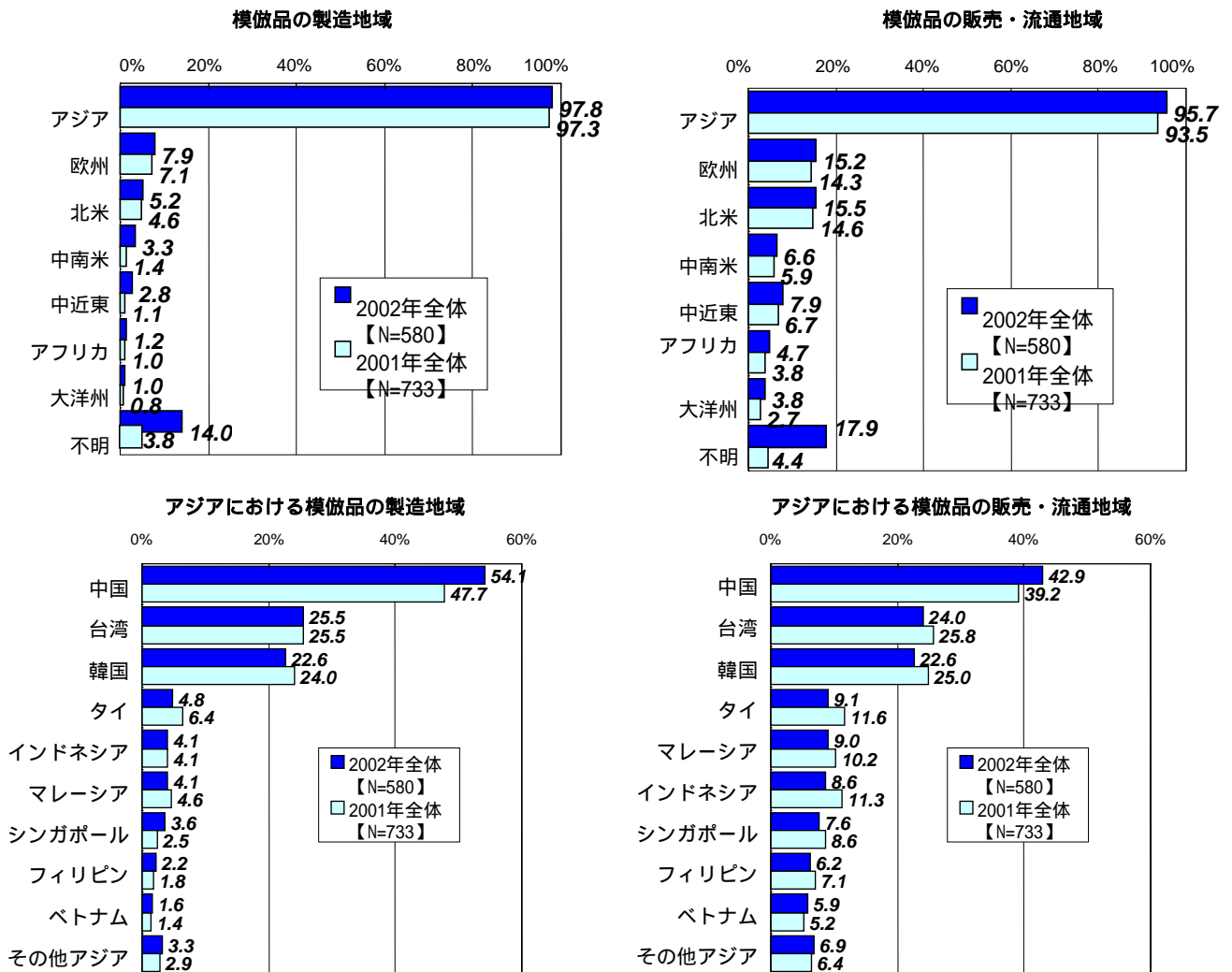
2003年度模倣被害調査報告書によれば、模倣被害のあった企業の内、97.8%がアジアにおいて模倣品・海賊版が製造されたと回答しており、また54.1%の企業が中国において模倣品・海賊版が製造されたと回答し、台湾（25.5%）、韓国（22.6%）がこれに続いている。



2.4 第3国への模倣品・海賊版輸出状況

2003年度模倣被害調査報告書によれば、模倣被害のあった企業のうち、95.7%がアジアにおいて模倣品・海賊版が販売・消費されたと回答している。また、約15%の企業が欧州や北米などでも模倣品・海賊版が販売・消費されたと回答している。

アジアにおける模倣品・海賊版の販売・消費の動向をみると、中国、台湾、韓国以外のアジア諸国において、製造被害よりも販売・消費被害の割合が高くなっており、中国、台湾、韓国で製造された模倣品・海賊版が広く他の地域に拡散している状況が窺える。



2.5 我が国への流入状況

財務省関税局公表の「平成16年の知的財産権侵害物品の輸入差止状況」によれば、当該期間の日本国の税関での差し止め実績は、件数にして9,143件、点数にして約104万点であった。前年と比較すると、件数については23.4%の増加、点数については、34.4%の増加となっている。

仕出国・地域別の差止実績では、差止件数では、韓国が4,598件と全体の50.3%を占め、

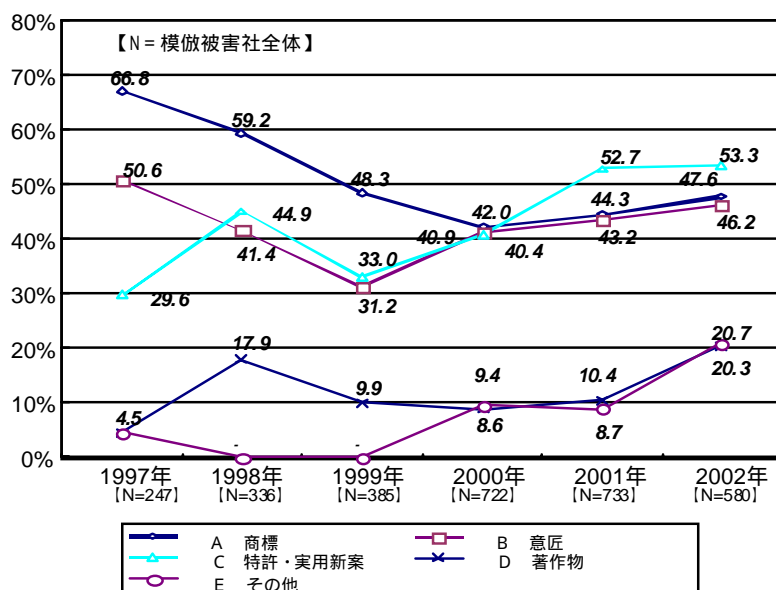
次いで中国が 3,358 件（構成比 36.7%）、香港 423 件（同 4.6%）の順となっている。前年同期と比較すると、中国が約 2.1 倍、フィリピンが約 1.3 倍と増加した。

差止点数では、中国が約 43 万点と全体の 41.9%を占め、次いで韓国が約 38 万点（構成比 36.8%）、香港が約 14 万点（同 13.7%）の順となっている。前年と比較すると、香港が約 2.4 倍、韓国が約 1.6 倍、タイが約 1.4 倍と増加した。

2.6 模倣被害の態様

2003 年度模倣被害調査報告書によれば、模倣被害を関連法令別にみると、かつては商標権、意匠権の模倣が多かったが、近年の傾向としては、「特許権・実用新案権」の模倣件数が「意匠権」や「商標権」を上回るようになってきており、単純な外観模倣による被害に加えて、高度な技術模倣の被害も増加していることがわかる。

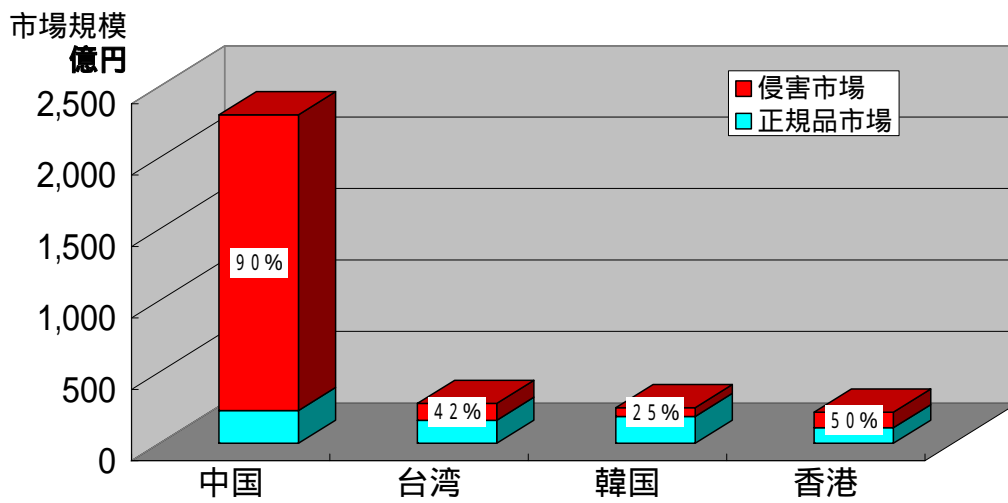
また、在中国日本商工会議所が中国において実施したアンケートによると、商標権侵害 71.8%、意匠権侵害 68.5%（以下、特許権侵害 14.8%、著作権侵害 8.1%、その他 10.1%）となっており、依然としてデザインや商標を盗用し、本物に似せ、視覚的に混同を惹起させることを意図した模倣品等が多いことを示している。



2.7 東アジアにおける海賊版被害の態様

2003 年国際レコード産業連盟（IFPI）が調査したところによると、東アジア各国におけるレコード・CD 等の権利侵害状況は、韓国においては市場の 25%、台湾においては 42%、香港においては 50%が、中国においては実に市場の約 90%を海賊版が占めている。日本及び米国の侵害率は 10%未満であると推定されているのに比較して東アジアにおける海賊版市場の巨大さがうかがえる。

東アジアにおける世界のレコード・CD等の侵害状況(2003年)



(資料) 国際レコード産業連盟 (IFPI) 調べ

(備考) 日本のレコード市場は、約5,691億円(世界第2位)とされており、侵害率は10%未満と推定されている。
(なお、米国における侵害率も同様に10%未満と推定されている。)

III. これまでに実施してきた知的財産保護キャパシティビルディング

このように中国をはじめとするアジア諸国においては、模倣品・海賊版の被害は著しく、知的財産権の保護は十分とは言い難い。このような状況に対処するには、アジア諸国において、迅速かつ安定的に創造、保護、活用からなる知財サイクルを確保することが重要である。このため、制度の改善、手続き面での簡素化・透明化、審査の迅速化・的確化、権利侵害への適切な対応等を包括的に進め、我が国企業のアジア諸国における権利取得の円滑化と侵害対策コストの低減を図っていくことが必要である。

このような観点から、我が国はアジア諸国における知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、JICA、JETRO、AOTS、WIPO ジャパンファンドなどのスキームを活用しつつ、人材育成や情報化に関する支援を行ってきている（これまで実施してきた支援については別紙参照のこと）。なお、別紙は毎年度レビューを行うこととする。

3.1 人材育成協力

人材育成協力については、専門家派遣、研修生の受け入れ、現地におけるセミナー等の開催を中心に、相手国政府職員、相手国民間部門に対して実施してきている。相手国政府に対する協力としては、例えば、知的財産関連制度・運用の改善に資するもの、税関技術、権利付与機関の審査能力の向上に資するもの、知財保護、管理意識の向上に資するものを実施してきている。また、相手国・地域の民間部門に対する協力としては、例えば、知的財産の保護意識を高めることを目的とした、知的財産保護、管理意識の向上に資するもの、知的財産の普及のための活動を行う民間団体の機能強化、日本からの知的財産権の取得を円滑にすることを目的とした弁理士事務所の出願代理等の実務能力の向上に資するものや知的財産翻訳者の育成に資するもの、知的財産の円滑な移転を目的とした、ライセンス契約実務能力の向上に資するもの、著作権管理団体・集中管理制度の充実に資する協力事業を実施してきている。

3.2 情報化協力

情報化協力については、ASEAN 地域等における権利取得、エンフォースメントを円滑にすることを目的とし、海外特許庁の事務処理手続円滑化のためのシステムに始まり、審査官用検索システム、知的財産情報を外部発信するシステム、電子出願システムなどを協力対象とし、併せて知的財産情報システム整備に関する人材育成も実施してきた。上記協力の多くに対し、専門的知識を備えた我が国特許庁職員を派遣することで効果的かつ実りの多い協力を実現してきている。

3.3 審査協力

我が国の特許出願についての審査手続書類、審査経過、サーチ結果等の情報の利用を推奨し、海外特許庁における迅速かつ的確な審査を実現することを目的として、これらの情

報を機械翻訳により英語に翻訳された形でインターネットを通じて海外特許庁に対して提供する高度産業財産ネットワーク（AIPN）を構築し、2004年10月から運用を開始した。現在、14の国又は機関がAIPNを利用している。

3.4 相手国国民に対する意識啓発協力

一般国民に対する著作権思想の普及・啓発のため、文化庁はナショナルセミナー、アジア地域における著作権教育活動の開催や、プロトタイプとして作成したアジア著作権ハンドブックを用いて、各国版を作成するワークショップを行う等、積極的に取り組んでいる。

IV. 知的財産保護協力・能力構築支援に関する今後の課題及びニーズ

4.1 対象の重点化

「途上国における知的財産権侵害に関する動向」に記述した内容や、産業界からも中国対策が重要であるとの指摘を踏まえ、我が国の知的財産保護協力・能力構築支援を実施していくに当たっては、アジア諸国に重点を置きつつも、とりわけ、わが国企業の模倣品・海賊版被害の最も多い中国に重点的に行うことが必要であると考えられる。

4.2 中国

中国に対する産業界のニーズ・協力

中国に対する知的財産保護協力・能力構築支援については、産業界としても関心が高く、中国政府関係機関に対して独自に協力を実施している団体もある。例えば、日本の業界団体のうち、電子・電器業界や機械業界は、海関総署（税関）に対して真贋判定研修を行っており、精密機械業界は、国家知識産権局に対して先端技術研修を行っている。

また、海外の知的財産権保護に関心を有する業界団体、企業の集まりである「国際知的財産保護フォーラム」は、中国政府機関に対して、（ ）模倣品の事例集のセミナー開催プロジェクト、（ ）犯罪者リスト作成と関係機関への提供プロジェクト、（ ）商標類否判断事例集の作成提供とセミナーの開催（国家工商行政管理総局向け）、（ ）ハイテク分野の技術説明会（国家知識産権局向け）などの協力事業を提案している。

中国政府知的財産保護関係機関のニーズ

中国の知的財産権関連行政機関に、平成17年3月、ヒアリングを行ったところ、知的財産権保護に係る日本からの協力に対する関心は高く、国際知的財産保護フォーラムが提示した上記提案の他、（ ）日本の行政官との執行の運用面に関する検討会や法制度に関する意見交換、（ ）中国企業と日本企業との交流等のニーズが示された。

中国に対して要請してきた事項

中国政府に対しては、各種政府間協議、官民合同ミッション等を通じて、知的財産保護に関する法制度整備、運用の改善を要請してきている。主な要請事項は、1) 法制度整備関連、2) 制度運用改善関連の以下に示すものであり、改善の見られた事項が一部あるものの、対応の取られていないものも依然多く、継続して要請していくことが重要である。他方、上述のとおり、中国政府からは我が国における法制度や制度運用に関する情報提供・意見交換に対するニーズも示されており、これらに答えていくことも重要である。

1) 法制度整備関連

- ・ 形態模倣対策の強化
- ・ 再犯対策の強化（刑事罰引き上げ、刑事訴追基準の引き下げ）

- ・ 専利法（特許・実用新案・意匠）の改正：（世界公知・公用の導入、優先審査制度の改善、新規性喪失の例外の拡大、冒認出願に係る権利の行政による取消など）
- ・ 著作権法の改正：（技術的手段の保護の明確化、インターネット上の著作権侵害への対応など）
- ・ 知的財産権海関保護条例の改正：（担保金額の明確化、権利者の費用負担の廃止、競売の禁止など）

）制度運用改善関連

- ・ 執行機関による取締りの強化
- ・ 特許審査の改善（審査の促進、拒絶理由通知の内容充実など）
- ・ 商標審査基準の公開
- ・ 馳名商標の内外差別のない認定
- ・ 判決の透明性確保、判決の公開
- ・ 著作権使用料の適正な徴収・分配システムの構築

したがって、中国に対する知的財産保護協力・能力構築支援を実施するに当たっては、これら日本の産業界や中国政府機関のニーズ等を踏まえ、政策判断を行った上で限られた資源を有効に活用して最大限の効果を得るべく戦略を策定し、実施していくことが重要である。

4.3 その他の国・地域中国

中国以外の国・地域に関しても、我が国産業界から模倣品・海賊版の被害が報告されている。平成16年8月に開設された政府模倣品・海賊版総合窓口寄せられた相談を、模倣品・海賊版の製造国・地域別に件数をみると、中国18件の他、韓国2件、タイ2件、台湾、香港、ベトナム、トルコ、パナマ、米国各1件となっている（平成17年3月現在）。

我が国企業からは、途上国においては、法制度や行政機関の未整備も相まって、知的財産権保護が受けられない事案がある等の相談が寄せられている。

V. 侵害発生国・地域に対する知的財産保護協力・能力構築支援戦略

上述のような知的財産保護協力・能力構築支援に関する今後の課題及びニーズにかんがみると、それぞれに応じたきめ細かな協力・支援を実施していくことが必要である。以下に、中国、台湾、韓国、香港、ASEAN諸国を本戦略の対象国・地域とするとともに、各国・地域毎に知的財産保護協力・能力構築支援戦略を策定する。関係省庁は本戦略に基づき、具体的な施策を相互に協調して実施することとする。なお、これらの実施に際しては、関係省庁において情報共有や意見交換を行うことを通じて、随時内容の改善を図っていくものとする。

5.1 中国

中国は、我が国企業の知的財産権侵害被害が最も大きな国である。我が国としては、中国の知的財産権関連法制度整備、運用の改善等を要請するとともに、中国政府自らが知的財産保護能力を高めようとする努力に対しては、我が国産業界等とも連携しつつ、協力・支援を進めていく。具体的には、以下を重点的に推進していく。

5.1.1 制度所管部局

[基本的考え方]

中国の知的財産関連の法制度は、2001年のWTO加盟に際し、TRIPs協定の履行義務を果たすために概ね整備された。しかし、模倣品・海賊版被害の実態等に鑑みると、現在の中国の法制度では、依然として知的財産の十分な保護が図られているとはいえない。そのため、中国政府に対して、知的財産制度の改善を要請しているところであるが、併せて、中国政府による法制度整備に向けた努力に対して、協力・支援していくことが重要である。

[個別分野]

知的財産関連法の所管機関、立法機関等に対する協力

国家知識産権局、国家工商行政管理総局、国家版權局、海関総署など、知的財産関連法を所管し、法改正案作成に大きな影響力を有する各機関、改正法の審議を行う国務院法制弁公室、及び法改正の際に意見を提出し、具体的な適用に関する司法解釈をしばしば公表する最高人民法院に対し、我が国をはじめとする知的財産関連法がより整備された国の法制度及びその運用についての情報提供、研修等を行う。

例えば、国家版權局に対しては、専門家を派遣すると共に、著作権担当職員の研修受け入れ、セミナーへの参加者の招聘を行う。

5.1.2 知的財産権付与機関

[基本的考え方]

国家知識産権局においては、増加する出願に対応するため審査官の増員を図っているところであり、中国における特許等の知的財産権付与については、全体としては権利設定までの要処理期間が短縮されてきている。しかし、先端技術分野の特許審査の一部においては迅速且つ適切な権利付与が行われなかったといった我が国産業からの指摘もある。このため、我が国としては、中国知的財産権付与機関に対して運用の改善を要請するとともに、国家知識産権局の審査官に対する研修を実施してきた。また、我が国民間企業が、先端技術分野に関して特許審査官研修への支援を行ったところ、当該分野の審査官から「有益であった」との評価もある。さらに、国家知識産権局においては、増員している審査官に対する研修を如何に行っていくかが課題になっており、これに対するわが国からの協力へのニーズが寄せられている。このように、我が国企業と先方のニーズを踏まえた人材育成支援を行っていくことは双方にとって有益であると考えられる。

[個別分野]

特許審査官・審判官育成

特許審査・審判制度の概要および審査・審判実務についての研修を通じ、審査・審判実務に係る効果的なノウハウを提供し、審査・審判官としての専門能力を高める。その際には、担当技術の理解、先行文献調査、対比判断・起案等の各実務について、その水準を高めるよう考慮する。

また、特許審査の遅延が著しい先端技術分野については、各業界と連携して、その技術内容を特許審査官に説明することにより、当該分野の審査促進を図る。必要に応じて、特定分野の技術動向をまとめた教材を作成、配布する。

行政官育成

知的財産権の重要性に関する理解を深めるための研修を実施し、知的財産権に関する行政能力を高め、審査促進を支援するための体制構築を図る。

情報担当者育成

特許庁の事務処理・先行文献調査システムの現地学習、IT 関連最新動向等を教示することにより、知的財産行政における情報化に関する総合的な理解を深め専門能力を高めることにより、審査促進のための環境を整備する。

日中韓植物新品種審査協力促進事業

審査官等による定期的な協議を実施し審査協力を推進するとともに、審査調和のための審査基準の見直し等を行い、将来的な相互承認制度の導入を検討する。

5.1.3 税関

[基本的考え方]

中国は、知的財産侵害品の輸出入を禁止する法制度を有している。我が国民間企業が税関に対して研修や情報提供の支援を実施したところ、輸出されようとしていた知的財産侵

害品の摘発が増えたという成功事例もある。税関の機能が発揮されるように支援することは、中国から我が国や第三国への知的財産侵害品の拡散を防止することに対して有益であると考えられる。

[個別分野]

侵害判定能力構築

税関の職員が疑義物品を発見した際の侵害判定能力を向上させるための協力を実施する。権利者による真正品の技術、真贋判定のポイント、正規品の流通ルートなどの説明会を各地の税関で実施する。また、真正品、侵害品を比較した事例や、疑義物品を発見した際の権利者への連絡先などを取りまとめた事例集を作成、配布する。

知的財産侵害情報の連絡体制構築

より効率的に知的財産侵害品を検査対象とするために、日本の税関での差止情報を中国の税関と共有するための協力を実施する。また、疑義物品を発見した際の連絡を円滑にするため、真正品、侵害品を比較した事例や、疑義物品を発見した際の権利者への連絡先などを取りまとめた事例集を作成、配布する。

知的財産侵害品への組織構築

財務省と海関総署による意見交換、人材育成支援を通し、限られた人的資源、検査率の中で、知的財産侵害品のより効率的な抽出、特定を実現するための組織を整備する。

5.1.4 知的財産権侵害取締機関

[基本的考え方]

中国は知的財産権侵害品の取締りに関し、警察が刑事訴追権限を有する他、一部の行政執行機関（国家工商行政管理総局、国家質量監督検閲検疫総局、国家版權局及び傘下の地方機関）も知的財産権侵害品の押収など行政措置を講ずる執行権を有している。行政執行機関は、警察に比べて、摘発を依頼する上での容易性、即効性があり、我が国産業界からも多く利用されている実態がある。

警察及び行政執行機関が知的財産権侵害品の取締りを強化していくことが期待されるが、そのためには、これら機関の職員が、我が国企業の製品や正規品流通ルート等について理解することが有用である。我が国民間企業が、行政執行機関職員の研修を支援した結果、摘発が促進された成功事例もある。したがって、これら機関の職員の能力構築に係る中国政府の努力を支援していく。

[個別分野]

真贋判定能力構築

取締機関の職員が疑義物品を発見した際の真贋判定能力を向上させるための協力

を実施する。権利者による真正品の技術、真贋判定のポイント、正規品の流通ルートなどの説明会を各地で実施する。また、真正品、侵害品を比較した事例や、疑義物品を発見した際の権利者への連絡先などをとりまとめた事例集を作成、配布する。

類否判断能力構築

取締機関の職員が疑義物品を発見した際の類否判断能力を向上させるための協力を実施する。類似・非類似の判断のポイントなどの説明会を実施する。また、類否判断の事例集を作成、配布する。

5.1.5 司法機関

[基本的考え方]

我が国企業と中国の司法機関との関係としては、知的財産に関する事案として、権利付与に関する事案、権利の帰属及び権利侵害に関する民事紛争、権利侵害に関する刑事事件などが挙げられる。

なお、中国の最高裁判所（最高人民法院）は、知的財産権関連法に関する刑事罰の適用基準を司法解釈として通達する機能、法改正に関して意見を述べ、パブリックコメントを募るなど、法制度の整備に関して権能を有している。したがって、上記5.1.1の支援も併せ実施していく。

[個別分野]

知的財産関連重要判決・審決事例研究

中国の裁判官に対し、国内外の知的財産関連の重要判決・審決について、事例研究を行うことにより、知的財産関連事件に関する判断基準の平準化に資する。

円滑な裁判手続体制の構築

審判制度との関係を含む、裁判手続について、人民法院と我が国法曹界による意見交換、人材育成支援を通し、裁判を迅速、円滑に行うための手続の整備を実現する。

5.1.6 その他、民間の知的財産関係者

[基本的考え方]

知的財産制度を活用するのは、民間部門であり、特に、我が国企業が広く強い権利を取得するための代理人制度、ライセンスなどの契約を担当する部門などの充実が望まれる。

[個別分野]

日中特許出願翻訳能力構築

特許出願明細書は新しい技術的思想を文章で表現したものであり、翻訳の質は、権利の発生の有無、権利範囲を左右する非常に重要な要素である。したがって、講習や能力認定制度を通じて特許明細書の翻訳者の育成を行う。

代理人・代理人事務所の能力構築

日本からの特許出願を処理する実務能力の向上を図るとともに、権利化後の侵害事件への対応の向上、コンフリクトに関する意識の向上等を図ることで、日系企業が活用できる代理人・代理人事務所を育成する。

知的財産保護に関する普及啓蒙

民間企業や弁理士等知的財産専門家等を対象に、民間企業の知的財産関係者を対象とした知的財産の保護に関する基礎的なセミナー、弁理士等知的財産専門家等を対象とした実務能力の向上に資するセミナー等を行う。

ライセンスー育成事業

不正競争の防止、契約書による商慣行取引、知的財産侵害の防止等を促す観点から、商品の円滑な流通を目指すための研修を実施する。

著作権集中管理団体育成事業

著作権管理団体による著作権使用料の徴収・分配体制及び監査体制の強化のため、研修を実施する。

5.2 台湾

「2003年度模倣被害調査報告書」によれば、模倣被害のあった企業のうち、全体の2番目に当たる25.5%が台湾において知的財産権侵害品が製造されたと回答しており、知的財産侵害の防止のための双方の協力が重要である。

台湾に対しては、税関における、調査及び処置のために必要な情報を相互に提供する等水際での知的財産保護に係る方策について情報交換を行う。

5.3 韓国

「2003年度模倣被害調査報告書」によれば、模倣被害のあった企業のうち、全体の3番目に当たる22.6%が韓国において知的財産権侵害品が製造されたと回答している。また、「平成16年の知的財産権侵害物品の輸入差止状況」によれば、当該期間の日本国の税関での差し止め実績のうち、仕出国（地域）別の差止件数では、韓国が全体の50.3%を占めており、知的財産侵害の防止のための両国の協力が重要である。

5.3.1 制度所管部局との協力について

韓国の法制度は日本の法制度と類似しており、その法制度も概ね整っている。したがって、日本の法改正・運用の情報などについて情報提供を行い、法改正に対応した両国の更なる制度調和を図っていくことが重要である。具体的には、韓国政府の著作権関係者等を招聘し、情報交換・意見交換を行うための国際セミナー等を開催する。

5.3.2 知的財産権付与機関との協力について

従来から行っている韓国特許庁との審査官交換派遣を継続し、両国の審査実務についての相互理解を図る。また、日中韓植物新品種審査協力促進事業として、審査官等による定期的な協議を実施し審査協力を推進するとともに、審査調和のための審査基準の見直し等を行い、将来的な植物新品種登録の相互承認制度の導入を検討していく。

5.3.3 税関との協力について

韓国は、知的財産権（商標権及び著作権）侵害品の輸出入を禁止する制度を備えており、知的財産侵害品の拡散を防止するため、知的財産権侵害等の関税法令違反の防止、調査及び処置のために必要な情報を相互に提供する等の協力を行っていく。

5.4 香港

「平成16年の知的財産権侵害物品の輸入差止状況」によれば、当該期間の日本国の税関での差し止め実績の内、仕出国（地域）別の差止件数では、香港が4.6%を占めており、知的財産侵害の防止のための双方の協力が重要である。

5.4.1 制度所管部局との協力について

香港の法制度を改善するための情報提供等を実施する。

特に、我が国企業からは、著名商標と同一又は類似の商号を香港で登記し、中国等で当該商号を用いた倣品を販売する被害事案が報告されている。したがって、香港の商号登記担当部局等に対して、制度の改善等の対応を要請していくとともに、我が国の商号制度に関する情報提供等の協力を行っていくことが必要である。

5.4.2 税関との協力について

香港は、知的財産権（商標権及び意匠権）侵害品の輸出入を禁止する制度を備えており、知的財産侵害品の拡散を防止するため、知的財産権侵害等の関税法令違反の防止、調査及び処置のために必要な情報を相互に提供する等の協力を行っていく。

5.5 ASEAN 諸国

ASEAN 諸国においては、知的財産法制度や行政システムが未整備であるため、模倣品・海賊版問題への対応のみならず、知的財産の取得や有効活用も円滑に行えない状況にある。このため、ASEAN 諸国に対しては、基礎的な知的財産研修を中心に能力構築を支援していくとともに、知的財産をいかに有効活用し、企業の発展に結びつけるかという観点に基づいた協力も進めていく。また、日 ASEAN 包括連携協定の動きを見ながら、日 ASEAN の枠組みでの関係強化に向け、ASEAN 事務局とも連携しつつ ASEAN 全体に対する協力も検

討していく。

5.5.1 制度所管部局

知的財産法制度等に関する政府職員的能力構築支援を行う観点から、知的財産権の保護に関する基礎的な研修や知的財産関連法の法制度の国際調和に関する研修等を実施する。

5.5.2 知的財産権付与機関

我が国の知的財産権分野の技術協力の柱のひとつとして進めてきた特許関連システムの機械化支援は、国により達成度に相違はあるものの、着実に進んできている。引き続き知的財産権付与機関の情報化を支援する観点から、知財庁内の事務処理手続円滑化のためのシステム、審査用検索システム、知財情報を外部発信するシステム、電子出願システムなどの情報化を実施する。また、知的財産権の保護に関する基礎的な研修や知財情報システム整備に関する協力も実施する。

5.5.3 税関との協力

ASEAN 諸国の税関職員に対する研修とあわせて、知的財産権侵害品等の関税法令違反の防止、調査及び処置のために必要な情報を相互に提供する等の協力を行っていく。

5.5.4 その他、民間の知的財産関係者

知的財産の普及のための活動を積極的に行う（または、今後行う予定のある）民間団体が自立的な研修、セミナー、広報活動、相談窓口対応等ができるよう支援する。また、知的財産権の保護に関する基礎的なもの、弁理士等知財専門家の実務能力の向上に資するもの、知的財産の取得・有効活用の向上に資するもの等に関する協力を実施する。

5.5.5 アジア・太平洋 著作権・著作隣接権セミナー

ASEAN 諸国をはじめとする東アジア諸国及び南太平洋諸国の著作権関係者を招へいし、各国における動向や各国間の連携協力のあり方等について情報交換・意見交換を行うため国際セミナーを開催する。

5.6 国際フォーラム、先進国間の連携

企画立案、制度運用に関する人材育成や公衆の意識啓発手法に関するセミナー開催等を通じ、APEC 域内諸国・地域の協力を引き続き実施していくとともに、模倣品・海賊版対策での取り組み強化の検討を進めていく。

また、ASEM については、知的財産推進計画 2004（注）を踏まえ、次の ASEM 貿易・投資高級実務者会合に向け、模倣品・海賊版対策の分野で行う活動内容の検討を進めてい

く。

2004年10月の日EUイニシアチブの下、日EUセミナーを実施した。今後とも中国の知的財産保護に関して、我が国と米国、EUの先進国が連携して取り組む等、途上国に対して先進国が連携して協力する取組を推進する。例えば、日米連携によるアジア地域における海賊版対策の取組強化に向けて、東アジア諸国及び南太平洋諸国が参加するセミナーに米国政府関係者を招聘する。

<(注)2004年度も引き続き、ASEM貿易円滑化行動計画の下での知的財産権分野での活動に積極的に取り組むとともに、欧州とも協力し、知的財産保護のためにアジア欧州間で協力する新たな活動を行う。>